

議案第 88 号

杉並区地域公共交通活性化協議会条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 1 5 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区地域公共交通活性化協議会条例

(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、区長の附属機関として、杉並区地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) 法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画の作成、変更及び実施に関する事項その他同項に規定する地域公共交通計画に関する重要な事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送の態様、運賃等に関する事項
- (3) その他地域公共交通に関する重要な事項

2 協議会は、前項各号に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 39 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 公共交通事業者等の関係者 15 人以内
- (3) 関係行政機関の職員 8 人以内
- (4) 区民 5 人以内
- (5) 区の職員 5 人以内
- (6) その他区長が適当と認める者 4 人以内

2 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員及び部会長は、第3条第1項に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 部会の会議は、公開とする。ただし、部会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 協議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

杉並区地域公共交通活性化協議会	会長月額 14,500円
	委員月額 12,000円

(提案理由)

地域公共交通活性化協議会を設置する等の必要がある。